

農業再生協議会 担い手・農地だより



「菊池辰夫さんと研修生。菊池さんのところで研修し、就農した皆さん」

(右側、前からお二人が菊池さんご夫妻。後の3名は、研修終了後、地域で独立就農した鷹野さん、有井さん、嶋崎さん。左側4名はフィリピンからの研修生)

“地域の若い農業後継者の育成と国際交流支援に 力を注ぐ”

菊池辰夫さん

南牧村広瀬

南佐久地域では地域の主力品目の葉野菜に新たな品目として「夏秋イチゴ」の栽培が増加しつつある。

地域でもいち早く「夏秋イチゴ」の施設栽培に取り組まれた菊池さんは、新規就農希望者を研修生に受入し、研修後は、地域内への自立就農を支援するとともにフィリピンの農業研修生の受入を行い、国際交流や技術支援に大きく貢献されている。

Index

- 認定農業者 「菊池辰夫」
- 県・地域の動き 「(有)信州うえたファーム」 農林水産大臣賞を受賞ほか
- 農業経営セミナー 「これからの農産加工を考える」
- 視点 「TPPと日本農業XVI」
- インフォメーション 「農業経営管理能力向上セミナー」のお知らせ

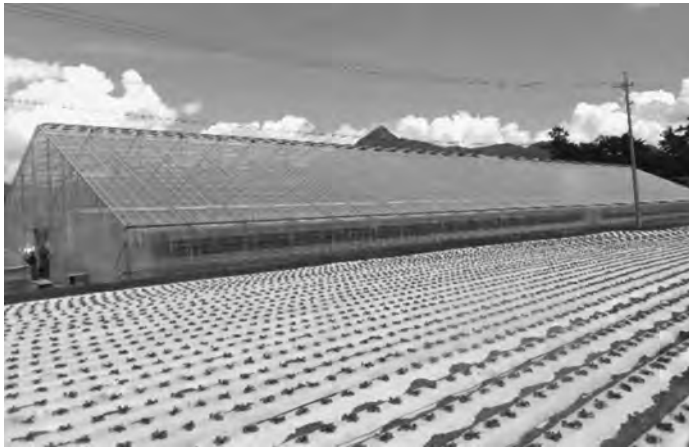
夏秋イチゴの高品質と高収量で

一大産地を目指して

三〇歳からふるさとに就農

標高一、〇〇〇呎を超える南牧村広瀬の野辺山高原地域は広大な高原野菜の栽培風景が広がる。この中にひととき目立つ鉄骨ハウスが目につく。このハウスで夏秋イチゴを栽培する菊池辰夫さん（六五歳）をご紹介します。

広瀬地区の戸数は約一〇〇戸、九割が農家。菊池さんは広瀬地区の農家の次男であったため高校卒業後、東京で会社員として働いていました。菊池さんが三〇歳のとき、親戚から、同じ地区の五紘の高原野菜農家の婿の話があり、Uターンをしました。



奥行き90mの鉄骨ハウス

初期投資のかかる施設園芸

南佐久地域の主力品目である葉洋菜は自然環境や連作障害などにより作柄の豊

凶があること、また自然災害も受けやすく経営が安定しないなどの状況の中、JAや普及センターなどが新規作物として「夏秋イチゴ」の導入の勧めもあり、

平成十三年、南牧村で一戸の夏秋イチゴ栽培が開始された。南牧村の新規導入を皮切りに川上村や北相木村などで栽培戸数が増加する状況となった。

菊池さんは平成十九年、ケーキ菓子の全国展開企業「シャトレーゼ」が夏秋イチゴの生産者を探していた

こともあり、一念発起、夏秋イチゴの施設栽培の導入を決意。野辺山高原は風が強いところである

ことから、鉄骨ハウスを選択、屋根材は耐久性の高い資材を使用。養液栽培は水が重要なことから地下水を汲み上げる井戸も設置。養液栽培システムはカネコ種苗の方式を採用するなど、かなり高額な初期投資が必要となった。当時は施設導入の補助がなく、自己資金で対応した。

契約生産出荷で安定収入

奥行き九〇呎、幅二四呎のハウス内に高設ベンチ（高さ一、一呎）が一七列、一万二千本余の株が定植されている。培地は「ココピート（ヤシ殻を粉碎した資材）」を使用。養液の点滴

表1 平成29年度の経営作目

経営作物	面積(a)	概要	要
夏秋イチゴ	20	品種：サマープリンセス2/3、すずあかね1/3	
レタス	120	一毛作（6月収穫）	
長いも	10	直接販売	
トウモロコシ	40	品種：ゴールドラッシュ	直接販売ほか

表2 主な機械・施設

機械	台数	仕様
トラクター	2台	(30・70馬力)、ブームスプレアー
マルチャー	1台	(1000ℓ)

ドリップ方式については、廃液量から適時灌水するよう全てコンピュータによる管理がされており、大変にやり易い。年間作業の流れは、三月にポット苗を定植、六月か



フィリピンの研修生に葉かきを指導する菊池さん



施設内は高設ベンチが並ぶ

ら十一月まで収穫。九月にランナーの苗取り、育苗を行う。十一月収穫後、株切り掘り上げし、培土の補充を行い来年の準備を完了する。

現在一〇ヶあたり五〜六斗の収穫量が得られ、全量契約生産で出荷でき、収入的にも安定している。

研修生はフィリピンから

南牧村は、フィリピンのベンゲット州ラ・トリニダット町と姉妹都市を提携していることから、フィリピンからの農業研修生を受け入れている。ベンゲット州はイチゴの産地でもあるが、露地栽培による連作障害

などに苦慮しているようだ。

菊池さんのところには毎年四名程の研修生を受け入れている。すでに菊池さんのところで学んだ研修生が本国に帰り、イチゴの施設栽培に取り組まれているところで、菊池さんもたびたびフィリピンを訪れ、その技術指導に当たっている。施設栽培により高品質のイチゴの収穫が可能となり、高額な取引がされているようだ。

次世代を担う後継者を育成

菊池さんはこれまで新規就農者の研修生の受け入れを行い、地域の次世代を担う後継者の育成をしている。

平成二十年から鷹野さん、平成二十二年から有井さん、平成二十七年からは、嶋崎さんの三名を受け入れ、それぞれ二年間の研修を経て、現在、鷹野さん、



収穫作業を指導する菊池さん

町二戸など、二三口の夏秋イチゴ栽培者がいる。今後、南佐久地域が夏秋イチゴの一大産地に成長できるよう、白ろう果対策やうどんこ病などに強い品種の育成などが望まれている。

「露地野菜は価格の上下があつて不安定である。夏秋イチゴは初期投資はかかるが、収入が安定

有井さんが独立し、夏秋イチゴの経営に取り組んでいる。北海道出身の嶋崎さんは、「婿入り」を希望していたところ、地元で丁度良い縁があり結婚。葉洋菜の経営を開始したが、将来「夏秋イチゴ」の栽培を検討している。

規模拡大の気持ちは持っているが

南佐久地域には、川上村一四戸、南牧村五戸、小海

(平成二十九年七月取材

担い手・農地部会

事務局 川井)

県・地域の動き

「(有)信州うえだファーム」 農林水産大臣賞を受賞



山本農林水産大臣から表彰を受ける、元木喜一郎専務取締役

五月二十九日、都内の文京シビックホールで第九回耕作放棄地発生防止・解消活動表彰事業（全国農業会議所ほか主催）の表彰式が開催され、上田市の(有)信州うえだファーム（代表取締役 中山孝氏）に農林水産大臣賞が授与された。

この表彰事業は、耕作放棄地の発生防止・解消を図るため、平成二十年度から実施されており、二十八年度は全国から二四団体が推薦応募され、最高位賞の受賞となった。

(有)信州うえだファームは、上田・小県郡地域の広域合併した、JA信州うえだの出資型農業法人で農業従事者の高齢化・後継者不足、離農・耕作放棄地の増加による地域農業の衰退がJA事業への影響も懸念されることから、これらに対処するため、平成十二年三月に設立。

遊休農地を借り入れ、再生活用する「農業経営事業」をはじめ、農作業の受託などの営農支援、担い手育成のための研修事業、優良樹園地・優良果樹産地の維持存続のための樹園地継承事業、新品目・新品種・

新技術等普及のための栽培実証事業、六次産業化、地域や都市住民との交流や食農教育等の農業理解促進事業、観光農園を拠点とした観光農業事業など多岐にわたる事業活動を展開している。

平成二十一年から新規就農者育成事業を開始し、新規就農、独立就農を目指す研修生を受け入れている。研修生は二年間社員として農作業に従事しながら、栽培技術や経営管理スキルを習得する。研修生が就農する際は、信州うえだファームが管理していた農地を「のれん分け」する。

特に果樹園地の再生にあたっては、優良品種への品種転換や、新たな栽培方式を導入することにより新規就農者が就農しやすい環境整備を図っている。近年は、ワイン用ブドウの栽培希望の就農を目指す人が増加していることから、耕作放棄地を再生し、ワイン用ブドウの生産団地の造成も図っている。

今回の受賞は、地域農業振興、地域活性化に向けてJA出資法人が果たしうる

役割を具体的に示し、地域における存在意義を明確化した取り組みが高く評価されたものである。
(農業再生協議会担い手・農地部会事務局)

「農地利用最適化推進研修会」開催



「農地利用の最適化」に向けて、関係機関・団体が連携を強化して担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消等を効果的に推進するため、当協議会担い手・農地部会と、

(二社)県農業会議が共催し、「農地利用最適化推進研修会」を六月七日塩尻市において、関係機関・団体が連携を強化して担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消等を効果的に推進するため、当協議会担い手・農地部会と、(二社)県農業会議が共催し、「農地利用最適化推進研修会」を六月七日塩尻市

において、市町村・JA・地域振興局等の担当者一二五名が参加し、開催された。

農政部農村振興課からは、農地利用の最適化の推進は、「人・農地プラン」の作成・見直しを基本とし、農地中間管理事業の積極的な活用と関係機関・団体の共通認識の中でそれぞれの役割を分担して取り組むことが重要とし、関連する農業振興事業の活用について説明した。

農地中間管理機構からは、昨年、一昨年の事業実績等から、地域でのまとまりのある面的事業活用の伸び悩み要因を踏まえ、今年度、更なる事業啓発を推進するとともに、重点区域などを設定し、事業量を確保していくなどが説明された。

農業会議からは、農地利用最適化推進委員の具体的な活動を進めるにあたっての留意事項や遊休農地対策にあたって農業委員会が対応すべきことなどを説明した。
(農業再生協議会担い手・農地部会事務局)

「人・農地問題解決促進研修会」開催

長野県農業再生協議会（担い手・農地部会）は八月九日、「平成二十九年度人・農地問題解決促進研修会」を安曇野市で開催した。

集落や地域での話し合いにより地域の担い手や農地利用の方向性を明確にする「人・農地プラン」の充実を進めるとともに、「農地中間管理事業」等の制度活用を推進することを目的に開催。市町村、農業委員・JA担当者など約一二〇名が参加した。

研修会は、農政部農村振興課の担当者から「人・農地プラン」の状況と今後の取り組みについて、「人・農地プラン」の必要性を再認識し、実効性の高いプランへの誘導を進めたい」と説明。

活動事例報告は、箕輪町の農業委員の鈴木健二さんが「人・農地プランの話し合いと日頃の地域活動が功を奏した短期間での農地集

積」と題して行った。天竜川を挟んで町の東側は、耕作面積が小さく担い手が育ちにくい中、「農地耕作条件改善事業」の効果的な実施を目的に「人・農地プラン」の地区懇談会を開催。集積候補農地リストを作成し、戸別訪問やあらゆる機会を捉えての面談などを実施。戸別経営体と農地中間管理事業への約二分の農地集積が実現したと報告した。

基調講演は、すかいらくフードサイエンス研究所入澤肇理事長が「地域に根ざした農業構造改革の基本的方向」と題し、「最近のいろいろな農業改革の



基調講演を行う入澤理事長

動きがあるなかで、農業者が行政等を交えて地域・農業等の話し合いを持つことが大事。消費者は、高くても「土づくり」がされた、安全・良質な国産農産物を購入するはず。農業・農村の復興運動を起こすべきだ」と提言した。

（農業再生協議会担い手・農地部会事務局）

海外からの農業者材受入に係る規制の特例措置の提案

長野県の夏期におけるレタス供給の全国シェアは九割を超え、マーケットにおける葉菜類の供給に対して産地としての責任が大き

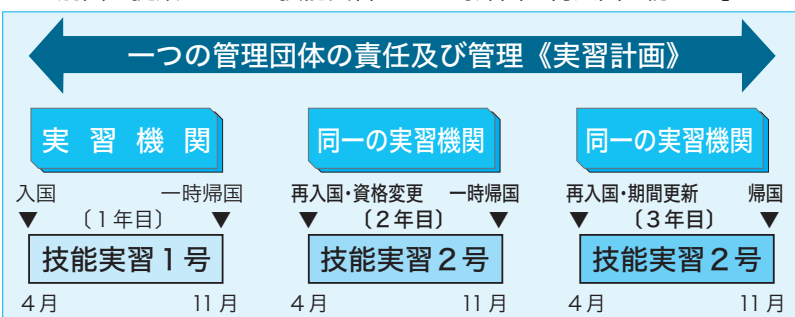
い。特に高原野菜産地である南佐久地域においては、こうした生産を支えているのが外国人技能実習生であり、平成二十八年度においては県内の実習生受入人数一、九〇五名のうち、実に七六郡の一、四四二名が佐久地域で受入されている。農業就業人口が減少して

いる中、産地としての生産力を維持するためには、中核的担い手の規模拡大とそれに応じた労働力の確保が必要となってくるが、現状、外国人の農業就労は認められていない。

この度、県と県農業協同組合中央会では、外国人技能実習制度の要件緩和と専門技能を有する外国人の農業就労解禁をパッケージとした国家戦略特区への共同提案を内閣府へ行った。

具体的には、高冷地の野菜産地では、実習期間が数ヶ月程度に限られ、最長三年間の実習が行える制度を活用できないため、実習期間中の一時帰国と再入国を認め、連続した在留とならない場合でも実習が行えるよう要件緩和（別図一提案の一つを参照）を求めるほか、併せて、先の国会で可決された「特区区域における専門技能を有する外国人の農業就労解禁」について、長野県一円での取り組みが可能となるよう区域指定を求めるものとなっている。

別図一提案の一つ「技能実習生の一時帰国と再入国を認める」



限られた労働力の中で省力化生産に向けた技術開発・普及を図ることに加え、こうした取り組みにより、将来に亘り農業生産力の維持と農産物の安定生産・安定供給を図るとともに、県内の高い技術を外国人へ提供することで、帰国後のビジネスモデルにもつながる国際貢献としての成果も期待されることである。

（農政部農村振興課）



これからの農産加工を考える

— 地域・農業の維持・発展に必要な農産加工とは — (上)

小池手造り農産加工所(有) 取締役会長 小池 芳子

農産加工歴五〇年、加工所歴二五年、農産加工界では知る人ぞ知る、小池芳子さん。

今回は小池さんに農産加工の現状とこれからの農産加工についての考え方やご提言を伺いました。

農家の収入増加が基本

小池手造り農産加工所は「もったいない」「いただきます」「おあがりて」の三つの心を込めて、農家と共に手造りされた安全・安心な美味しい食品を消費者に提供することを通じ、農と食の大切さを伝え、地域や産地が総合的な維持・発展していくことを指針(モットー)としている。

農家が自立して経営が良くなるためには、たとえばリンゴ生産者が青果一千万円販売している農家であっても自分の庭先にあるものを商品化して、リンゴ狩りにきたお客さんに販売すれ

ばもっと収入が上がる。例えば、容器代に加工人件費等を併せ一本一七〇円で造られた加工商品を、五〇〇円以上で売れば、農家の収入となる。その量が千本、二千本となれば農家収入はかなり増加することになる。

多岐にわたる製造品目、受託加工件数は、年三千件を超える

加工所の取扱品目は、ジャム、ジュース、トマト加工品(ケチャップの他)、各種酢、各種ドレッシング、みそ加工品、煮豆、くんせい卵、こんにゃく等惣菜、梅干し等漬物など多岐にわたる。更に、これらが基本とはなるが、例えばドレッシングにおいては、エゴマを入れたドレッシング、タマネギをベースにニンニク、ショウガ、辛み大根等を入れるなど、地域の特産品、地域で採れるもの

を使うことでドレッシングのバリエーションを増やしている。

飯田工場はジュースや酢、喬木工場がジャムその他の細かいものを製造している。取扱額は約三億五千万円、受託が七割、自社製品が三割となっている。

年間の受託件数は三千件を超える。地域的には、県内はもとより、全国では岐阜、愛知、茨城、栃木、静岡、神奈川が多い。遠くは千葉や岩手、秋田、九州地方からの大口委託も入ってくる。また、委託原料は、品目・数量とも様々となっている。例えば、静岡の農協から大葉のドレッシングとみそ加工が何千本単位で入ったり、京都から大量の「アワビ茸」のご飯の素と煮付けの加工委託が入ったりする。中には少量の委託も受ける。今回はコンテナ五ケースかもしれないが次回は一〇ケースに増加して

くるからだ。

こだわりの「手造り」加工商品

「手造り」については、トマト加工品の場合、トマトのへたを取り、皮、種など除き、煮詰め、十分にアクを取る。これにより、味が良くなってくる。丁寧にアクをとることは味を良くすると共に、「あらみ」が取れる。できあがる加工品は農家個々の畑の味が出ると思うことだ。

従業員は、三〇名、全員社員で、ジュース、ジャム、漬物などそれぞれ専門分野を任せる技術者制を取っており、製造の責任を任せ製造に係るデータを記録し、全部レシピを残している。レシピを残していることで、委託者からのいろいろな相談に対するアドバイスができることも、加工所内の技術の伝承がされている。

委託加工は予約制としており、その日に持ち込まれた原料はその日のうちに処理し、仕上げ、委託者本人が味の確認を終えて、納得いった製品を持ち帰る。遠くから高速道路を使って運び込み、その日のうちに持

ち帰ることが出来る。経費や労力的にも効率的となっている。リンゴジュースの時期は、予約は八時、一〇時、午後といっぱいで、加工委託に見えた農家や業者は、加工を待っている空いた時間に、加工所の事務所で仕事をしたり近所の温泉で休んでいるようだ。

完全衛生設備の整った施設を

加工所は毎年、食品製造衛生管理に係る表彰を受賞している。今後の加工所の課題は、今の施設を更に理想的な完全衛生設備の整った施設にすることで現在、計画を具体化しているところ。まず、農家や業者の皆さんが加工所を訪れ、施設内を案内することが多いので、施設を見て、さらに安心して委託される加工所にしたい。また、現在、毎日一五升の雑排水の浄化もさらに拡充するなど、どこからでもクレームのない施設として充実させていきたい。

続きは第二九号(平成三〇年二月発行予定)に掲載します。(平成二十九年七月取材/担い手・農地部会 事務局川井)

TPPと日本農業 XVI

— TPP11そして日欧EPAへ —



農的社会デザイン研究所
代表 蔦 谷 栄 一

難航するかTPP11

トランプ政権は発足早々に「TPP署名国から離脱し、交渉からも永久に離脱する」ことを宣言した。TPPは参加国の六つ以上が署名し、かつそのGDPが参加国全体の八五%以上であることが発効の条件であり、アメリカ抜きでのTPP成立はあり得ない。このため経済規模を条件とする発効要件を修正し、「TPP11」としてスタートしたうえで、アメリカのTPP復帰を促していく、というのが日本政府の方針・戦略である。

日米経済対話が秋以降に本格化することをにらんで、十一月に予定されるAPEC首脳会議での決着を目指す。この七月、一一か国による首席交渉官会合で口火を切り、今後、交渉官レベルで関税やルールなど分野ごとに修正の是非を検討し、

八月末または九月初旬にあらためて首席交渉官会合を開いて交渉を本格化していくことを見込んでいます。

ところが早期にTPP11発効を目指すのは、日本とオーストラリア、ニュージーランドの三か国とどまる。アメリカなしではTPPの意味がないとするベトナム、マレーシア。北米自由貿易協定（NAFTA）の再交渉を控えてアメリカの出方を見極めたいとするメキシコ、カナダ。さらには別の枠組みでルール作りも視野に入れるチリ、ペルーと、各国の思惑はバラバラで、すんなりとTPP11が発効するとは思えない。

TPP11の最大問題

このように日本政府は早期発効を第一義としており、このためにも協定全体を極力修正せず、あくまで限定的な修正にとどめるべきだとの立場にある。

ここで懸念されるのが、

バターと脱脂粉乳で設けた生乳換算七万トンのTPP枠の件である。数量を変更せずに一一か国で発効したとして、ニュージーランドやオーストラリアが枠を使い切ってしまう可能性が高い。別途、アメリカが市場開放を要求してきた場合には、実質輸入枠を増加させることになりかねない。

また牛肉の輸入急増を防ぐためのセーフガード（緊急輸入制限措置）の発動水準も、アメリカ産の輸入量を前提に設定しており、一定の調整が不可欠となる。

唐突な日欧EPA合意

TPP11の行方に気を取られているうちに、急転直下して大枠合意したのが日欧EPA交渉である。

アメリカのTPP離脱とイギリスのEU脱退を受けて、日本、EUともに保護主義の流れを転換させるた

めに何としても合意獲得を必要とする政治・経済的状況にあった。まずは合意ありきで交渉がすすめられ、しかも早いほどそのアナウンスメント効果は高いというところで、このタイミングで合意が行われたとみる。

二〇一九年中の発効を前提に、本年十一月中にも国内対策を決定のうえTPP関連政策大綱を改訂し、年内での最終合意を目指す。

日欧間で関税ゼロとなる貿易品目は九五割超となり、TPPと同程度の高い自由化水準になるとともに、日欧EPAは世界の人口の八・八割、GDPの二八・四割、貿易総額の三八・八割をカバーすることから、TPPや東アジア地域包括的経済連携（RCEP）と並ぶ自由貿易圏の誕生と囃したてる。

畜産での大きな打撃

これにより緑茶や日本酒、牛肉の関税が即時撤廃され、EUへの輸出が容易になるとはいえ、ソフト系チーズの大幅開放や、豚肉での低価格帯にかける従量税の引下げ、セーフガードの発動要件の変更をはじめとして、日本農業はメリットが過少

であるのに対して、デメリットが大きく、特に畜産での大きな影響が懸念される。一方で自動車関税の7年での撤廃、自動車部品全品目の九割超での関税撤廃等、自動車の輸出伸長の見返りに国内農業を差し出した形となっている。

示されない影響試算

日欧EPA大枠合意のもう一つの大問題は、EPA発効にともなう影響試算が公表されなかったことである。国内対策の効果を見込んで経済効果や影響を試算し、対策をまとめた後に農業への影響分析を公表する方針であるとされる。しかも影響分析には数値を含めない方向で調整しているともしも伝えられる。おそらく真意は国内での議論を抑え、早期合意を可能にするところにあると見る。日本が民主主義国家だとはとうてい言えない、そして国民さらに農業者の信頼を裏切る行為であり、安倍政権への信頼は薄らぐばかりだ。丁寧な説明に心がけるといくら言っても、所詮、傾ける耳を持たなくては、話にならない。

INFORMATION 農業経営管理能力向上セミナーのお知らせ

経営管理能力の向上や経営の発展に必要な知識習得を図るためのセミナーを開催します。

【開催回数・期日・研修内容等】

回・期日	時間	研修項目・講師
第1回 平成29年12月6日 (水)	10:00~12:00	「農業の法人化」 講師：農業経営コンサルタント 井出 万仁 氏
	13:00~15:00	「農業法人の税務」 講師：税理士法人さくら中央会計 税理士 神谷 正紀 氏（農業経営コンサルタント）
第2回 平成30年1月17日 (水)	10:00~12:00	「農業経営の労務管理と社会保険制度」 講師：社会保険労務士法人アンカー 特定社会保険労務士 山本 亨 氏（農業経営コンサルタント）
	13:00~15:00	「農業生産工程管理（GAP）認証」について 講師：長野県農政部 農業技術課 環境農業係
第3回 平成30年2月14日 (水)	10:00~12:00	「農業の6次産業化」 講師：県農協地域開発機構 統括研究員 大熊 桂樹 氏（農業経営コンサルタント）
	13:00~15:00	「6次産業化の実践事例」 (事例紹介者選定中)

☆このセミナーは、(公社) 県農業担い手育成基金の助成事業「農業経営能力向上費助成」の選択項目（年2日以上経営能力向上のための研修会の受講）に該当しています。

2回以上出席し、助成事業に必要な「受講証」を希望される方は、参加申込時にお伝えください。

【会場 及び 会場案内図】

長野県総合教育センター 第5研修室（塩尻市片丘南唐沢6342-4 電話0263-53-8800）

長野県農業再生協議会（担い手・農地部会）のホームページに掲載していますのでご利用ください。

【主催者】

長野県農業再生協議会 担い手・農地部会

【対象者】

認定農業者、農業法人、集落営農組織、地域農業再生協議会（市町村・JA等関係機関・団体の担当者）等

【参加料】 無料

【参加申し込み方法】

電話・FAX・メール等で次の申込み期限までに【問い合わせ先】まで申込みください。

【参加申し込み期限】

第1回：平成29年11月28日(火)、第2回：平成30年1月9日(火)、第3回：平成30年2月6日(火)

【昼食について】

各自ご用意いただくか、教育センターのレストランをご利用ください。

レストランの「定食」は、午前10時までに、玄関入口（エントランス）の券売機で食券をご購入ください。

「めん類・カレー」は、昼食時に、レストラン入口の食券販売機により購入（注文）ができます。

【問い合わせ先】

長野県農業再生協議会 担い手・農地部会 担当者：事務局長 川井清司

住所：〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 県庁東庁舎（県農業会議内）

電話：026-237-6287 FAX：026-235-2454

Eメール：24ninaite@nca.or.jp